

(あて先)三鷹市長

(申請者)住所

氏名

電話 ()

(非営利団体又は事業者にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三鷹市新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金交付申請書

三鷹市新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金交付要綱に基づき、三鷹市新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請設備

設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(三鷹市)
建築区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築
建築形態	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他()

設備区分	申請する設備の番号に○	助成額1 (注1)	助成額2 (注2)	申請額 (金額を記入)
新エネルギー設備	1 太陽光発電設備	2万円/kW 上限 10 万円	1 設備につき 1 万 5 千円 複数の設備の設置による 上限 4 万 5 千円	円
	2 風力発電設備			円
	3 蓄電池(太陽光発電設備あり)	5万円		円
太陽熱利用システム	4 強制循環式ソーラーシステム	5万円		円
	5 自然循環式太陽熱温水器	2万円		円
高効率給湯器	6 燃料電池コージェネレーション 定格発電出力(0.7kW・3万円、0.4kW・2万円)	3万円		円
		2万円		
	7 自然冷媒ヒートポンプ給湯器	2万円		
省エネルギー設備	8 高断熱窓・高断熱玄関ドア (※既築のみ。高断熱玄関ドアのみの助成は対象外)	材料費・設備費・工事費の合計費用の 1/8 上限 25 万円	—	円
その他設備	9 市長が認める設備			円
合計(申請総額)				円

注1 申請者が自ら設備の設置工事を発注して設備を設置した場合の助成額

注2 申請者が購入した新築の建物にあらかじめ設備が設置してあった場合の助成額

※ 太陽光及び風力発電設備の助成額1は、[公称最大出力量(小数点以下第3位四捨五入)×2万円](千円未満切り捨て)

※ 高断熱窓及び高断熱玄関ドアの助成額1は、合計費用の1/8(千円未満切り捨て)

【同意欄】 三鷹市新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金の交付申請に当たり、住民基本台帳記録及び納税状況について、環境政策課長が確認することに同意します。

申請者氏名(自署)

2 事業概要（記入欄が足りない場合は別紙に必要事項を記載のこと。）

申請設備		設備1 ()	設備2 ()	設備3 ()
設備概要	メーカー			
	型式	-----	-----	-----
	製造番号	-----	-----	-----
	優良住宅部品認定番号(太陽熱のみ)			
	最大出力量 (発電設備のみ)	kW (小数点以下第3位四捨五入)	kW (小数点以下第3位四捨五入)	kW (小数点以下第3位四捨五入)
設置形態	(1)申請者が設置した設備 (2)建物購入時に設置してあった設備	(1)申請者が設置した設備 (2)建物購入時に設置してあった設備	(1)申請者が設置した設備 (2)建物購入時に設置してあった設備	
設置日 (保証開始日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
設置業者	会社名			
	住所			
	電話番号			
	担当者名			

3 添付書類(各書類の詳細については別紙「添付書類について」参照)

【三鷹市民の場合】

- ①設備の設置に係る領収書の写し(申請設備ごとの設置に係る費用が分かるもの)
- ②設置した設備の保証書の写し等
- ③[新築で自ら設備の設置工事を発注した場合]設備の設置に関する契約内容が分かる書類の写し(工事請負契約書等)
- ④設置した設備の写真(設置状況、製造番号、モニター等が分かるもの)
※高断熱窓・高断熱玄関ドアは設置前後の写真
- ⑤[太陽光発電設備・蓄電池]太陽光発電設備の設置場所、設置日、出力が分かる書類の写し(「接続契約のご案内」、「購入電力量のお知らせ」、「電力受給契約申込書」等)
- ⑥[発電設備]設備の公称最大出力量(単位はキロワットとし、小数点以下第3位まで)が分かる書類の写し(出力対比表やモジュールのレイアウトがわかる書類等)
- ⑦[蓄電池・高断熱窓・高断熱玄関ドア]国の補助金対象として登録されている製品のページを印刷したもの
- ⑧[高断熱窓・高断熱玄関ドア]該当する製品を示した平面図(窓の改修箇所が分かるように、申請設備の番号を記載すること)
- ⑨その他市長が必要と認める書類

【新エネルギー設備又は省エネルギー設備を設置した、三鷹市内に事業所等を有する者の場合】

上記①～⑧(必要に応じて⑨)に加え、次の書類が必要となります。

- ⑩事業者の場合は、三鷹市内に事業所等を有することを証明する書類
- ⑪事業者の場合は、事業内容が確認できる書類
- ⑫非営利団体の場合は、規約又は会則、活動実績書

事務局 使用欄	確認 No	確認(住)	確認(納)	確認(蓄)	確認(窓)	確認(ドア)	備考